

空き家バンク物件登録申込書

田子町長 様

登録申込者 住所
氏名
電話

印

田子町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。登録内容は、別紙空き家バンク物件登録カード（様式第2号）に記載したとおりです。

記

1 次の事項について、承諾します。

- (1) 登録した空き家に関する情報を、町と協定を締結した宅地建物取引業者と利用希望者に提供されること。
- (2) 登録した空き家等の情報で所有者等以外の情報（所在地、物件の概要及び写真等）を、田子町のホームページ、広報誌等で一般に公開されること。
- (3) 空き家バンク物件登録カードに記入した内容をもとに、現地で空き家等の状態を町の担当者が確認するため、固定資産税の課税資料を閲覧すること。

2 次の事項について誓約します。

- (1) 物件登録カードの記載内容に偽りはないことを誓約します。
- (2) 空き家等に関する契約交渉に関わる仲介を依頼するときは、町と協定を締結した宅地建物取引業者へ仲介を依頼することを誓います。
- (3) 利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たることを誓約します。
- (4) 私は、田子町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。

3 注意事項

- (1) 田子町では、情報の提供や必要な連絡調整等は行いますが、空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。
- (2) 宅地建物取引業者の仲介を通さない物件については、利用希望者に所有者等の情報を公開します。
- (3) 宅地建物取引業者の仲介には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する範囲内の仲介報酬等が必要となります。
- (4) 申込みされた個人情報、田子町個人情報保護条例（平成17年田子町条例第21号）の規定の趣旨に基づき、空き家バンク制度の目的以外に利用いたしません。